

議案第 9 1 号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加  
及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定に基づき、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

秋川流域斎場組合から、東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があったため、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるので、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項の規定により準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき本案を提出する。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和 4 2 年 4 月 1 日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

別表中「多摩六都科学館組合」を「多摩六都科学館組合 秋川流域斎場組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。

東京都市町村公平委員会共同設置規約 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第13条 略</p> <p>別表</p> <p>公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合</p> <p>国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村 東京都島嶼町村一部事務組合 瑞穂斎場組合 湖南衛生組合 西多摩衛生組合 多摩川衛生組合 東京都市町村職員退職手当組合 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合 柳泉園組合 <u>多摩六都科学館組合 秋川流域斎場組合</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第13条 略</p> <p>別表</p> <p>公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合</p> <p>国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村 東京都島嶼町村一部事務組合 瑞穂斎場組合 湖南衛生組合 西多摩衛生組合 多摩川衛生組合 東京都市町村職員退職手当組合 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合 柳泉園組合 <u>多摩六都科学館組合</u></p>